

重要施設の周辺地域の上空における小型無人機（ドローン）等の飛行の禁止に関する法律の一部改正について

令和8年7月14日、重要施設の周辺地域の上空における小型無人機（ドローン）等の飛行の禁止に関する法律の一部改正により、同法に基づき指定されている**自衛隊施設／米軍施設**その**周辺地域**の上空における**ドローン**等の飛行を**原則禁止**する区域が**1,000m**へ**拡大**されました。

原則禁止された区域の上空においてドローン等を飛行させる場合には、事前に対象防衛施設の管理者等に同意を得る必要があります。

これに違反した場合、次のような措置／罰則が創設されました。

- 警察官等による安全確保措置
- 6月以下の拘禁刑／50万円以下の罰金



※ このほか、**航空法**上の無人航空機の飛行禁止空域においてドローン等を飛行させる場合、夜間にドローン等を飛行させる場合等には、別途、**国土交通大臣の許可又は承認を得る必要があります**。

対象防衛関係施設および飛行をさせたい場合の手続き及び飛行禁止区域等の詳細については、防衛省HPをご参照ください。

【URL:<https://www.mod.go.jp/j/presiding/law/drone/index.html>】

○お問い合わせ先：東北防衛局 地方調整課 022-297-8212

三沢防衛事務所 0176-53-3118

E-mail: drone-th@tohoku.rdb.mod.go.jp（共通）

